

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

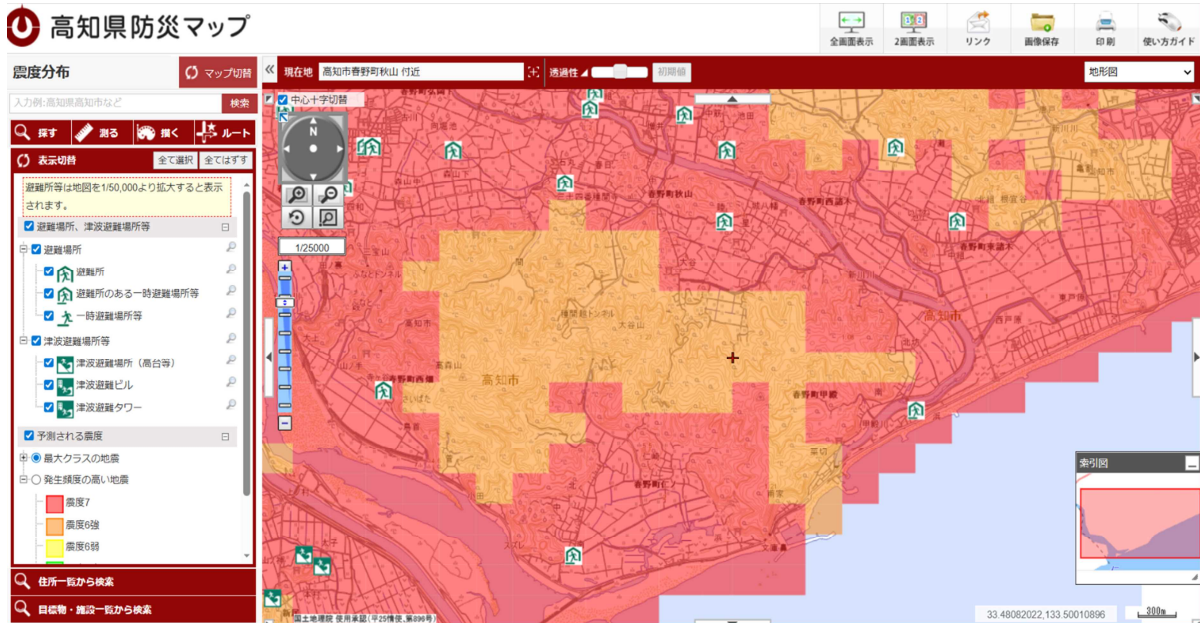
I. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地震・津波による被害

最大クラスの南海トラフ沿いを震源とする巨大地震が発生した場合、高知県防災マップ（震度分布）によると春野町では多くの地域で震度7の揺れが想定されており、J-SHIS（地震ハザードステーション）の地震ハザードカルテ 2024年度基準によると高知県高知市春野町付近では、今後30年間に震度6弱以上の地震による揺れに見舞われる可能性は78.4%、震度6強以上では69.5%とされており、強い揺れによる建物・設備への被害が予想されている。

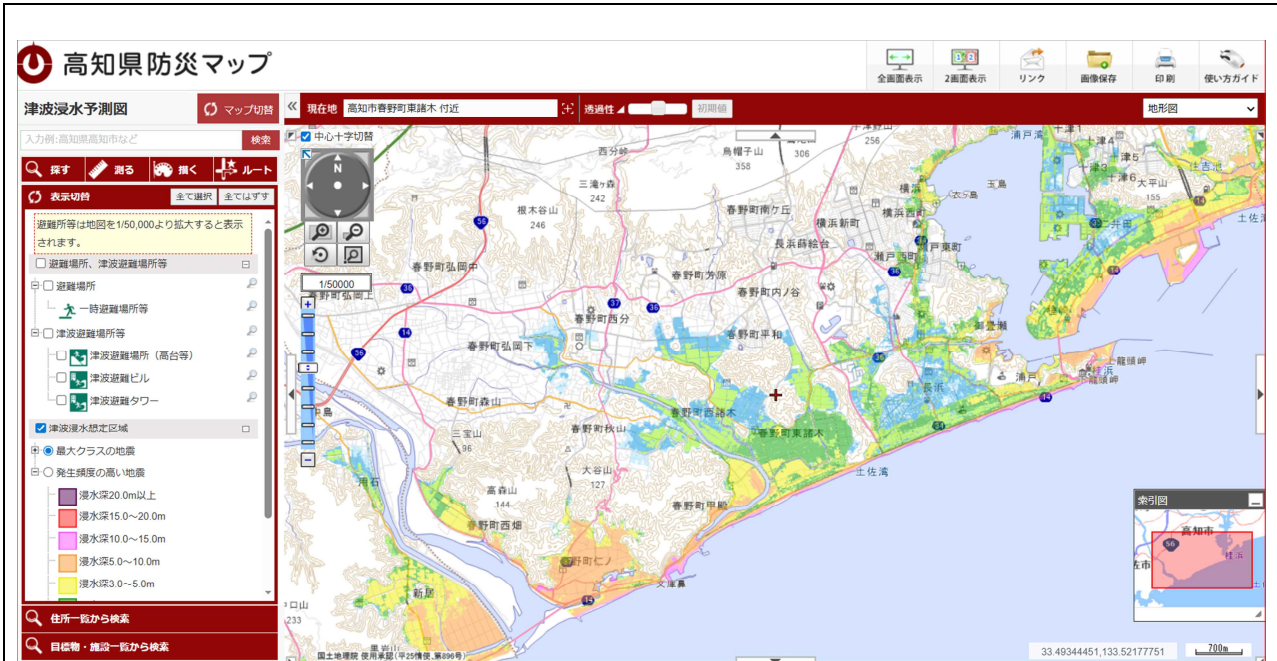
また、高知県防災マップ（津波浸水予測図）によると、南海トラフ沿いを震源とする巨大地震が発生した場合、津波の発生が予想されており、最大クラス（L2）の場合、津波最大浸水深は甲殿地区の10m～15mをはじめとして仁ノ、東諸木の土佐湾沿岸部で5m以上、浸水域は仁淀川左岸の西畑地区全域から、新川川沿いでは弘岡下地区付近まで広がると予想されている。



出典：高知県防災マップ（震度分布）



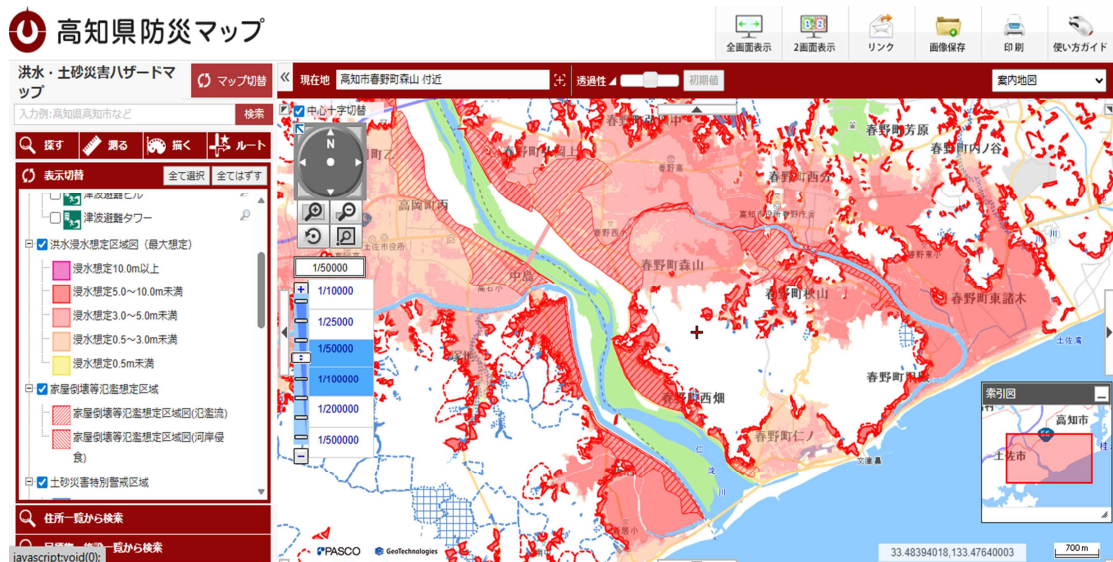
出典：J-SHIS（地震ハザードステーション）の地震ハザードカルテ抜粋



出典：高知県防災マップ（津波浸水予想図）

② 大雨による洪水被害

高知市春野町を含む高知県中部圏域は、年間降水量が3,000mmから5,000mm以上の多雨地帯であり、春野町は高知県を流れる一級河川である仁淀川下流に位置し、町内を支流が横断していることから、想定最大規模の降雨（24時間総雨量1,123mm）によって川が増水し、堤防が決壊した場合の浸水予測がされている。高知県防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ）によれば、平野部の広い範囲で3.0m以上の浸水が予測され、仁淀川沿いや諸木地区では5.0m以上となる地域もあり、家屋倒壊等氾濫想定区域もあることから、風水害の備えが重要な地域である。



出典：高知県防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ）

③ 感染症による被害

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のような感染症が再流行した場合も多くの町民の生命・健康に重大な影響を与え、小規模事業者の経営・事業継続にも支障を来す恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和7年4月1日時点）

- ・商工業者等数 379人
- ・小規模事業者数 327人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、林業、漁業	9	9	南海トラフ沿いを震源とする地震が発生した場合、春野地域の広い範囲で、揺れによる建物への被害、液状化による建物や道路への被害、さらには、土佐湾沿岸部、仁淀川左岸、新川川沿いなどでは津波による浸水被害も想定されており、春野地域に事業所や店舗を構える商工業者にとっては、事業継続に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	
建設業	70	63	
製造業	53	49	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
情報通信業	2	2	
運輸業、郵便業	9	7	
卸売業、小売業	94	75	
金融業、保険業	5	2	
不動産業、物品賃貸業	5	3	
学術研究、専門・技術サービス業	21	19	
宿泊業、飲食サービス業	39	31	
生活関連サービス業、娯楽業	32	32	
教育、学習支援業	7	7	
医療・福祉	6	5	
サービス業	24	20	
合計	379	327	

(3) これまでの取組

① 高知市の取り組み

- ・地域の自主防災組織を主体に高知市地区別津波避難計画を策定
- ・同計画に基づき津波避難路、津波避難タワーの整備及び津波避難ビルを指定
- ・自主防災組織を中心に津波避難訓練、避難所開設訓練等を実施
- ・避難所への備蓄物資の整備

② 春野商工会の取り組み

- ・春野商工会事業継続力強化計画（BCP策定）、運用（BCM）
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・災害備品の備蓄
- ・新型コロナウイルス対策として、事務所内予防措置の実施（アルコール消毒液等の配置）
- ・防災備品（ヘルメット、スコップ、リュック、飲料水等）を備蓄

II. 課題

- (ア) 地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症拡大において発生が予想される被害やその対策の周知が十分にできていない。
- (イ) 地区内小規模事業者に対し、国及び高知県の周知やBCP策定支援事業が十分に実施できていない。
- (ウ) 発生時における連絡体制や町内被害状況の確認範囲、被害額の算定方法が不明確
- (エ) 発生時の具体的な対応と行動について、当会職員内で周知徹底や訓練ができておらず、職員の防災スキル向上についても課題となっている。

Ⅲ. 目標

- (ア) 発災後、速やかな復興支援が行えるよう、日頃から当会職員及び域内事業者の防災意識醸成や備蓄・訓練等を行い、減災に努める。
- (イ) 地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、国及び県の施策と併せて事前対策の必要性を周知する。
- (ウ) 国および県の施策を周知し、特に簡易版 BCP である事業継続力強化計画の策定支援を実施する。
- (エ) 発災時の連絡を円滑に行うため、孤立した避難者の情報は「高知市津波 SOS アプリ」で周知し、道路被災や土砂災害、浸水状況などの被害は「高知市公式 LINE」の通報機能で報告し、当会と市の情報共有体制を明確にする。
- (オ) 発災時の初動対応・応急対応の体制を確立し、職員のスキル向上を図る。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を行う。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップや感染症ガイドライン等を活用して、各事業所が立地する場所の自然災害リスク、感染症等リスクの周知に努める。
- ・発災時、感染症拡大時の事業停止（休止）リスクを軽減するための取組として、各種損保加入推進、国や県の支援策の周知等を行う。
- ・事業継続力強化計画作成の必要性をセミナー開催や巡回により周知するとともに、計画策定支援を行い、実効性のある取組の推進や、効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の経験をもとに、感染症が社会や経営に及ぼす影響を周知する。また、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT化やテレワーク環境整備のための情報や支援策の提供を行う。

2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の紹介周知

- ・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海地震・節電対策融資制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について周知を図る。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和元年12月にBCP計画書の実効性を高めたものに刷新し、定期的に見直しを行っている。

4) 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定の取得

- ・現在高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。
職員の資質向上（防災士資格の取得等）と復興支援を行えるよう体制構築が課題となっている。当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、防災士資格を持つ職員を育成後、2年以内を目途に認定取得を行う。

5) 関係団体等との連携

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、事業継続力強化計画策定セミナー等を開催する。また、全国商工会連合会と「小規模事業者等のリスクマネジメント支援」に関する協定を

結んでいる東京海上日動火災保険㈱や、各種支援ツールを提供頂いている、あいおいニッセイ同和損保㈱の協力を仰ぎ、効果的な支援や損害保険の紹介を行う。

6) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者の事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定状況を確認し、未策定事業者への啓発、計画見直しが的確に行われているかのフォローアップを行う。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲 I 現状 (1) 地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、当商工会と当市との連絡ルート・手法について毎年度初めに確認する (訓練は必要に応じて実施)

< 2. 発災後の対策 >

発災時には人命救助を第一とし、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

a) 職員等の安否確認

- ・勤務時間内の場合は発災後速やかに職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、地域の特異な道路状況や被災状況に関して、必要に応じ当市に情報提供できるよう、あらかじめ具体的な手段を把握しておくとともに、当会の災害対策本部の設置並びに BCP の発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し発災後速やかに報告する。尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、事務局責任者および経営指導員とするが、二次災害の防止を図るため、通行止めや警報が出ている場合は解除後に出動する。
- ・情報共有、報告、確認等を行ううえでの情報通信手段については、LINE グループ、携帯電話を主に利用して行うが、いずれも不通状態となる場合は、基本は集合場所を当会事務所とするが、事務所の被災状況によっては、春野庁舎にする。

- ・安否確認において確認する被害状況は以下の内容とする。

- ①職員本人及び家族の被災状況
- ②職員本人及び家族、周辺の家屋の被害状況
- ③職員本人の出勤経路における道路状況
- ④その他業務遂行に影響する被害

b) 被害状況の確認

- ・地震による設備の損壊が発生した際には、現在の施設において応急対策を実施することが困難となる可能性がある。施設の被害状況の確認を経営指導員が行い、応急対策が実施困難と判断された場合には代替施設 (候補：株式会社にしごみ) にて応急対策を実施する。

c) 感染症の発生時

- ・各種感染症が国内で発生した際には、国・県等の指針に従い、感染予防対策を実施する。(検温による職員の体調確認・パーテーションの設置・職員の手洗い・マスク着用の徹底等) また職員や家族に感染者 (濃厚接触者) がした場合については、拡大を防ぐため、同指針に従い濃厚接触者の特定や自宅待機等の対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡体制を迅速に行い、応急対策を講ずる場合は、当会と当市の間で協議のうえ被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。想定する応急対応の内容は、概ね次の判断基準とする。

被害規模の目安と想定する応急対策

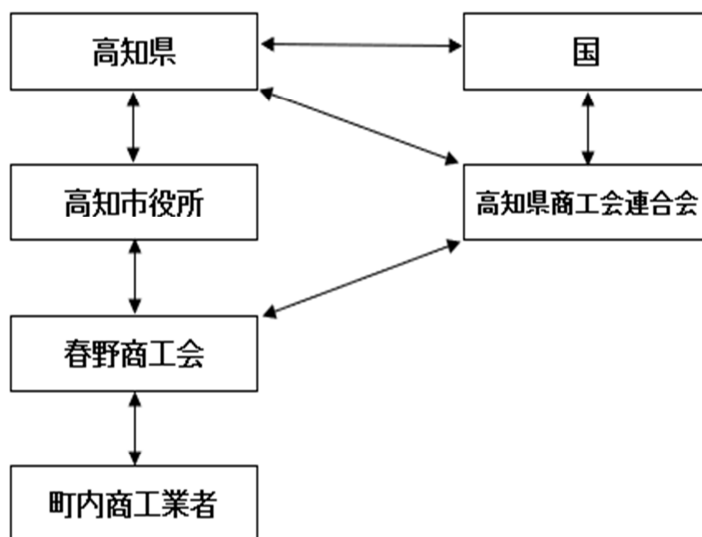
被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	◎地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ◎地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ◎被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは連絡網が遮断されており確認ができない	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務 ◎復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	◎地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	◎目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・効果的な応急対策を実施するためには、当町が行う応急対策の活動情報を共有しておくことが重要である。そのため、被害情報等について、必要に応じて通報や相談が行える体制を整備するために住民や関係機関との連携を強化することが求められる。また、情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うことが不可欠である。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時は、地区内の商工業者及び管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組みを構築する。連絡体制図は下記の通りである。



- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土災害が発生する危険性が增大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を、関係機関を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について高知市災害対策本部の指示を確認する。

- ・被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法は、独自の様式をもって行う。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業 BCP 運用指針第2版(復旧費用の算定)』に基づき、事業の復旧に必要な費用(再調達価格)を見積もることとする。
- ・当会と当市が共有した情報を高知県の指定する方法により報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当町より高知県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の設置等については関係機関と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会において実施する。商工会館が被災した場合の代替施設については、関係機関と相談のうえ、早期に確保する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や高知県、高知市の施策)を地区内小規模事業者に周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

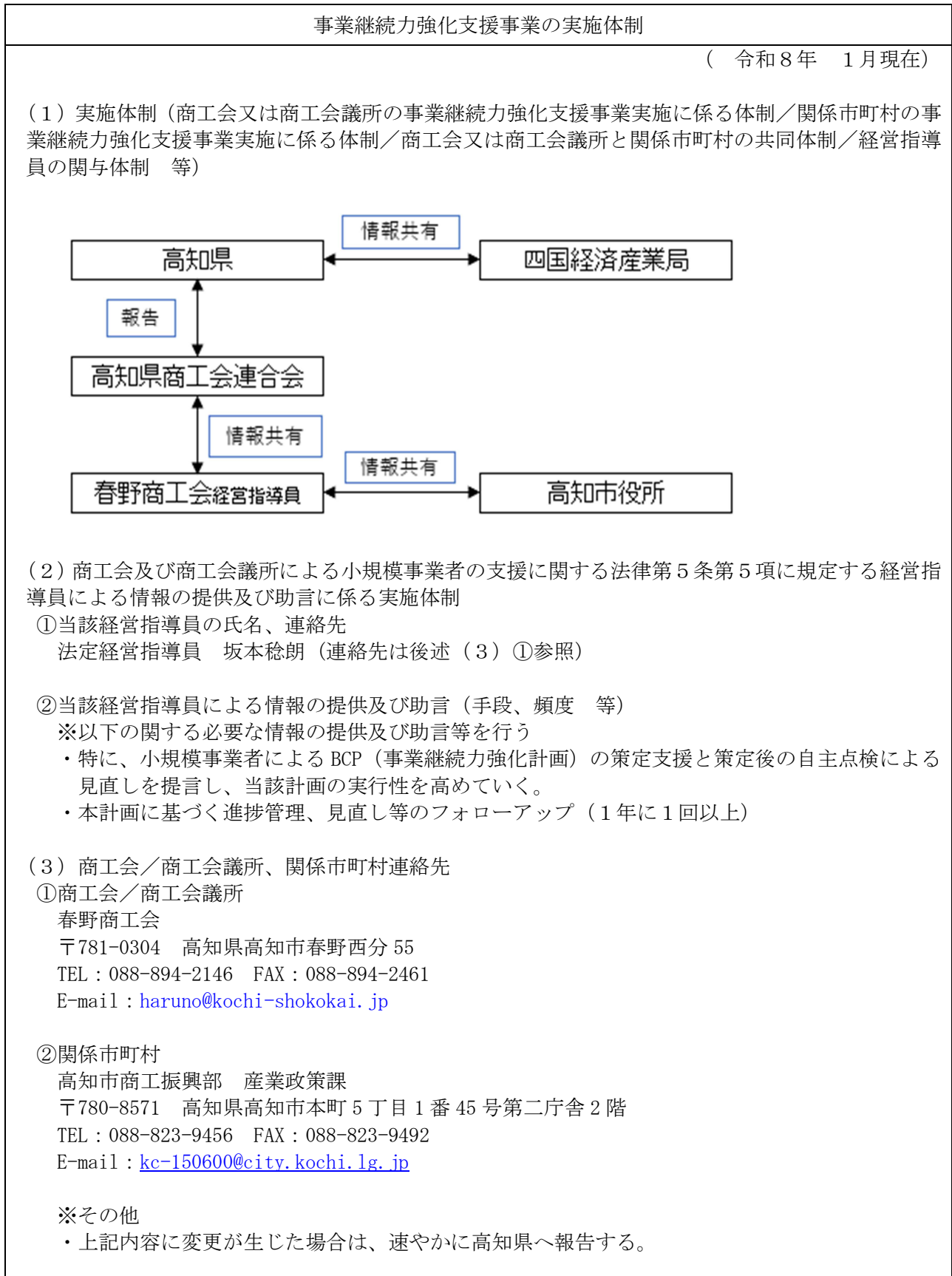
- ・高知県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・連携する保険会社との情報を共有し、復旧資金の調達に支障がないよう支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当市・当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、市補助金、高知県補助金等 ただし、上記経費のうち、専門家派遣費やセミナー開催費については必要額を見込んでいるものの、専門家派遣機関や連携する損害保険会社が無償等で派遣に応じていただいた場合には、当該経費が減額となる可能性がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

